

平成29年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 平成29年9月15日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員 長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

健康保険部長	中山庄治		
(介護保険課)			
課長	辻田正行	課長補佐	森内秀朋
課長補佐	和泉嘉彦	係長	木澤奈津代
係長	島典明		
(健康保険課)			
課長	志田純子	課長補佐	中村宰子
課長補佐	藤崎隆行	係長	松田祐貴

本日の委員会に付した案件

議案第61号 平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時28分

散会 11時28分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。ただいまから議案第61号平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とし、介護保険課の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

おはようございます。それでは介護保険課所管につきまして平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の事項別明細書により説明させていただきます。

まずは歳入からですが24、25ページをお願いいたします。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金250万4,100円でございます。これにつきましては介護保険事業で平成27年から29年までの第6期介護保険事業計画の保険料で第1段階の基準額に対する負担率を0.5を0.45へと保険料を軽減する制度であります。この軽減に伴う不足する保険料を補填するために一般会計から介護特会へ繰出金として繰出すもので国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で負担するものでございます。軽減の対象者は平成28年4月1日現在で1,473人、軽減額は1人3,400円となり事業費的には500万8,200円になります。続きまして26、27ページをお願いいたします。13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節老人福祉費補助金、こちらの地域介護・福祉空間整備等交付金92万7,000円でございます。これにつきましては介護従事者負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業として町内の事業所が購入するベッド内蔵見守りケアシステムということで、3台分の助成費用の定額補助として歳入と同額を補助金で支出するものでございます。続きまして28、29ページをお願いいたします。14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金125万2,050円は先程説明しました県の負担金の分でございます。30、31ページをお願いいたします。14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金、介護保険低所得者特別対策事業費補助金2万2,000円、これにつきましては社会福祉法人が生活困窮者に対する介護保険サービス利用料の負担軽減のために実施した分を補助するという制度でございますが、これにつきましては28年度の実績がありませんでしたので29年度の補正予算で返還ということでお願いしている分になります。

続きまして102、103ページをお願いします。こちらの方歳出になりますが3款民生費3項老人福祉費2目介護保険費が介護保険課所管になります。2目介護保険費の2節3節4節は介護保険課職員の給料手当関係でございます。3節の時間外につきましてはねりんピック大会に係る分が含まれておりますので前年度より大幅な増となっております。19節負担金、補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等交付金92万7,000円は先程歳入のところで説明したのになります。こちらの方で不用額ということで10万円上がってるんですけども、これにつきましては社会福祉法人等利用者負担

減免対策費補助金ということで実績がございませんでしたので、この分が不用ということになっております。続きまして28節繰出金、長与町介護保険特別会計繰出金3億5,137万4,470円は昨年度比で64万8,845円、0.2%の減となっております。こちらの方につきましては介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、あと低所得者保険料軽減分、事務費繰出金に係る分でございます。以上が平成28年度一般会計歳入歳出決算の介護保険課分になります。別冊の主要な施策の成果に関する報告書の56、57ページにつきましては介護保険課分になりますので御参照いただければと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。歳入の面について質疑ありませんか。一括でももう結構です、少ないから。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

27ページの地域介護・福祉空間整備等交付金の部分の中で、介護従事者の負担を軽減するものが3台だったということですが、これはもう少し具体的にどういったもので、それがどこの施設にされたのか、これをお知らせ願えればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

島係長。

○係長（島典明君）

まずこちらの交付金はぴーふる長崎に対して交付したものであり、介護ロボットの普及により働きやすい職場環境による介護従事者の確保及び介護ロボット等を活用した高齢者の見守り支援の実施による介護離職の防止に対する補助ということで、ベッド用の見守りセンサーマット3台分の補助ということになります。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

同じところですけども、今回はこの交付金で3台ということですけども、施設数を考えると今後もこのような支援というのが必要になってくるかもしれないんですけど、この支援というのは単年度だったんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この補助金につきましては27年度からの繰越事業ということで国の国庫補助事業になるんですけども、この時点では採択をしたいという業者の申し出により補助金が交付されるということで、競争率が高いもんですから全国的にですね。長与町内ではもう1

か所だけということでのこの分の採用になったということで、今後につきましてもこういった補助制度があれば引き続き、事業所が導入したいということであれば積極的にこちらとしても導入を考えていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

31ページの老人福祉費補助金の中で介護保険低所得者特別対策事業費補助金の部分ですが、補助金がいろんな負担軽減のために実施した時のための分だったけれども、利用実績が無かったから返還したという御説明だったんですが、これは当初は申請があって計上されたものが何らかの事情でとりやめたということなのか、それとも事前に計上していたのか、その辺りはどういった経緯なのでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この分の補助金につきましては県の事業ということになるんですけども、県の方で予算化をしないと年度途中での利用者があった場合に採択は難しいということですので、こちらの方は1名分ということで当初予算なり補正予算で計上させていただいて、実績がある、無いということですのでしております。こちらについてはあくまでも社会福祉法人が行うもので、行わない所もございますので、そこについては27年度28年度実績が無かったということになります。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか、他に歳出も含めてありませんか。他にはないですね。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

介護保険これで終了とさせていただきます。お疲れ様でした。

10時まで休憩をいたします。

10時から健康保険課を開始したいと思います。よろしくお願いします。

(休憩 9時42分～9時58分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。健康保険課の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

皆さんおはようございます。それでは早速、健康保険課所管につきまして決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。課の収入済合計額は2億1,751万3,142円、支出済合計額は8億8,950万9,651円でございます。それでは歳入歳出ともに事項別明細書に沿って御説明いたします。

まずは歳入から説明いたします。20、21ページをお開き下さい。11款1項1目3節老人福祉費負担金、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金につきましては、当町より長崎県後期高齢者医療広域連合に1名派遣しております職員の給与及び共済組合等の経費になります。次に24、25ページをお開き下さい。13款1項1目1節社会福祉費負担金の中の国民健康保険基盤安定負担金3,368万1,968円が当課所管分で、これは国保財政の安定化を図るために交付され国民健康保険特別会計へ県負担分と町負担分を上乗せして繰出すものです。前年度比8.5%、263万1,646円増額しています。次に26、27ページをお開き下さい。13款2項2目3節老人福祉費補助金の中の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち614万3,000円が当課所管分で、後期高齢者の保険給付費に対する町の負担金のうち被爆者に係る分への補助金として交付されています。次に13款2項3目1節保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費等補助金23万1,000円はがん検診受診促進を図るための補助金です。前年度に比べ31万1,000円減額しております。これは大腸がん検診に対する経費が補助対象から外れたためです。次に28、29ページをお開き下さい。13款3項2目1節社会福祉費委託金911万461円は国民年金に係る事務費委託金でございます。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金9,955万9,628円は、国庫負担金と同様に国保財政の安定化を図るために交付され、町の負担分を加えて国民健康保険特別会計へ繰出すものです。前年度比4.4%、415万5,987円増額となっております。同じ節で後期高齢者医療保険基盤安定負担金5,124万4,073円は前年度比5.5%増、265万6,785円増額、2割、5割、8.5割、9割の軽減措置による減収等に対する県の負担金として交付され、町の負担分を加えて後期高齢者医療特別会計へ繰出すものです。次に32、33ページをお開き下さい。14款2項3目1節保健衛生費補助金ですが、健康増進事業費補助金207万8,000円は健康相談、健康教育等に対する補助金です。下段の長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金18万7,000円はフッ化物洗口事業を行った保育所7か所、小学校3か所の実績に対する県の補助金です。

次に38、39ページをお開き下さい。17款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金3万7,000円ですが、平成27年度後期高齢者医療特別会計において歳出歳入差引残高が203万8,000円となり、平成28年4月、5月に入った平成27年度分の後期高齢者医療保険料200万1,000円を差引いた額となっております。次に42、43ページをお開き下さい。19款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入の後期高齢者医療健康診査受託費883万1,910円は後期高齢者医療広域連合から委託を受け健康診査を実施したものです。次に44、45ページをお開き下さい。19款5項1目1節雑入、上から16番目、後期高齢者医療制度特別対策補助金91万3,325円のうち当課所管分7万9,100円は後期高齢者の健康診査で追加項目となっている貧血検査、クレアチニン検査に対する補助金です。それから7つ下にあります在宅

当番医制事業運営負担金183万4,000円は、人口割による西海市、時津町からの負担金になります。長与町分と合わせて西彼杵医師会に支出しております。それから5つ下にあります臨地実習受入謝金です。11万3,600円のうち4万5,600円が健康保険課分で、県立大学、活水女子大学、歯科衛生士専門学校の学生実習を受け入れた際の謝礼です。それから4つ下にあります保健事業参加者負担金12万4,502円のうち2万800円が健康保険課分で、南小学校児童クラブ、南小学校クローバー等の食育事業の際の参加料です。それから3つ下の過年度一時借入金利子償還金返還金の10万6,162円は平成27年度の一時借入金利子償還金返還金です。

次に歳出の主なものを説明いたします。88、89ページをお開き下さい。3款1項3目国民年金事務取扱費2節から4節の人件費は職員2名分の費用になります。次に3款1項5目国民健康保険費2節から4節は職員10名分の人件費です。次に90、91ページをお開き下さい。同じく28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金2億1,821万3,877円は歳入で説明いたしました保険基盤安定負担金を含め、国保事業運営に当たって一般会計が負担する金額及び国保財政の負担軽減を図るための金額であり、繰出基準に基づいて行っております。次に102、103ページをお開き下さい。3款3項3目13節委託料872万7,900円は後期高齢者を対象とした健診事業で西彼杵医師会に委託しております。同じく19節負担金、後期高齢者医療療養給付費負担金3億9,180万8,180円は後期高齢者医療給付費に支出した費用の一部を町が負担するものです。同じく後期高齢者葬祭費は1人1万円で246名の方に支出しております。同じく28節繰出金、長与町後期高齢者医療特別会計繰出金8,222万2,396円は事務費及び保険基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰出しております。

次4款1項1目保健衛生総務費は健康増進係の職員5名の人件費及び健康センター管理費や保健対策関連の支出です。1節報酬の保健対策推進協議会は1回開催しています。7節賃金729万4,691円のうち健康保険課分は293万446円で、健康センターのパート賃金97万3,261円、産休育休代替職員の賃金が195万7,185円となっております。11節需用費の修繕費11万8,476円は健康センター女子トイレの水量調節や健康センターのクーラー、骨密度計の修理を行っております。13節在宅当番医制事業運営委託経費315万円は、西海市90万、時津町93万4000円、長与町131万6000円を合わせて西彼杵医師会に委託しております。19節負担金、補助及び交付金で病院群輪番制病院負担金は長崎医療圏の2次救急医療体制に係る運営費と施設整備費を含んでおります。同じく日本看護協会負担金は保健師1名分が増額しております。次に106、107ページをお開き下さい。4款1項2目感染症予防費は予防接種及び結核検診に関連する支出です。7節賃金6万5,520円のうち2万700円が健康保険課分です。9節旅費2万5,020円のうち1万2,430円が健康保険課分です。11節需用費63万1,705円のうち16万9,743円が健康保険課分でインフルエンザガイドラインの購入等に支出しています。13節委託料、予防接種委託

料1億2,433万7,161円のうち2,285万2,723円が健康保険課分で高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザの予防接種に関する経費です。インフルエンザの委託料単価は22円引下げて自己負担免除者は4,340円に、自己負担徴収者は2,340円に変更しています。高齢者肺炎球菌につきましては委託単価を49円引き下げて自己負担免除者が7,535円に、自己負担徴収者は5,535円に変更して西彼杵医師会、県医師会等に委託しています。20節扶助費34万7,612円のうち4,000円が健康保険課分です。次に108、109ページをお開き下さい。4款1項4目健康増進費ですが、1節フッ化物洗口推進協議会報酬ですが28年度は協議会を開催しておりませんので支出はありませんでした。7節賃金1万5,060円は集団健診の結果説明会時のパート賃金とがん検診推進事業のためのパート賃金です。8節報償費59万935円は健康教育、健康相談、機能訓練時の保健師、管理栄養士等の報償費です。平成27年度より25万9,050円減少しております。主な理由といたしまして平成28年度の健康セミナーの実施形態が変わりました。平成28年度の健康セミナーは、腎専門医とタニタの管理栄養士による講演会と健康相談や健康に関する測定等を文化ホールにて大規模で実施しましたが、その際、製薬会社と共催という形で実施したため町が負担する費用を抑えることができました。12節役務費15万192円はがんクーポン券やがん受診券、受診勧奨通知のための郵送料です。13節委託料4,593万7,890円は肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の委託料で検診人数は微増の状況です。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書です。まず52ページのほうをお開き下さい。国民健康保険特別会計繰出金は一般会計から国保特別会計に繰出す国の基準による経費で事業概要、決算額及び財源内訳、事業実績を記載しております。なお実績のうちその他につきましては、はり、きゅう補助金のうち一般会計負担分と乳幼児の福祉医療が現物給付されることで国の療養給付費負担金との調整交付金が減額されておりますので、一般会計からその減額分を補填してもらっているものです。次に53ページ、病院群輪番制運営負担金は長崎医療圏の2次救急医療体制を維持するために長崎市、時津町、長与町、西海市で病院群輪番制病院の運営に必要な運営費と施設整備費を各自治体の人口で案分し負担するものです。事業の概要、決算額及び財源内訳、事業実績を記載しております。次に54ページをお開き下さい。健康診査委託事業はがん検診をはじめ、肝炎ウイルス検査、生活保護受給者を対象とした健康診査、歯周病検診を行い早期発見、早期治療を繋げていく事業で、事業概要、決算額及び財源内訳、事業実績を記載しています。次に55ページになります。後期高齢者医療事業は高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう国民全体で支え合う制度で、後期高齢者を対象とした健康診査や後期高齢者医療広域連合に対する医療費給付の負担金、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰出す経費等で事業の概要、決算額及び財源内訳、事業実績を記載しております。以上が健康保険課の主なものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

歳入から質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。20ページからでしたね。いいですか。

それでは歳出にまいりたいと思います。88ページから。無いですか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

109ページのところの健康診査委託料についてお伺いをします。がん健診の費用だと思うんですけども、昨年度からしたら先程の説明によって微増であるというふうにお伺いをしました。28年度のものを決算でお尋ねするのはいかがかと思うんですけども、この28年度までは乳がん検診、毎年40歳以上の方が受けることができたということだったと思います。国の指針としてはもう数年前から2年に1度という指針が示されていたけれども、長与町では毎年行ってきたということですね。皆さん御存じのように今世論からしたらもっと若い世代40歳以上となってますけれども、早期発見で命を落とすということもあるということで、やっぱり30歳代の方というのも含めて本当は受けた方がいいと思うんですが、実際28年度の決算ですので今年のことをいうのはどうかと思うんですけども、そういうことによって変えていった、長与町が今までずっと毎年受診できますよというふうにしていたのが、この健診料の増額とかそういったもので考えられてのことだったのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

確かに28年度までは毎年実施しておりました。国の方はもう数年前から2年おきにということを出てたんですけども、やはり、がんによって命を落としたりとか、生活が不自由になったりとかいう人も多々多かったというのもありまして続けていたんですけども、委託料の件とかそういうのを踏まえて、もう2年に1度で実施するというふうに決めさせてもらっております。また国の方の指針といたしまして2年に1度で発見率というのはそんなに変化が無いという指針が出ましたので、それを踏まえて変えているという状況です。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

国の指針に従ってということと理解はしております。今私が乳がんのことをお尋ねしましたが、例えば他のがん検診にいたって、国の指針がこうだったけれども長与町は引き続きしてきたというものがあるのかどうかお伺いしてもよろしいですか。

○委員長（岩永政則委員）

中村補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

課長の方からもありましたとおり、長与町は以前より国の指針が変わって2年に1度でいいということでしたが、毎年受診を可能としてきたのが、やはり乳がんだと特性としてがん細胞が1センチになるのには10年以上かかります。ただ、1センチのがんが2センチになるのに2、3年で倍になるということがありますので、やはり2年と言ってもぎりぎり、例えば年度当初5月に受けて2年後だと最終が11月になりますので、2年後でも11月に受けた場合はもう1年半以上開くことになります。やはり発見が遅れると、いくら発見しても治りが遅いということもありますので毎年受診ということでさせていただいていました。ただいろいろ考えますと、マンモグラフィというのが放射線を当てますので、毎年放射線を当てることということで必ずしも害が無いとは言えないという考えもあります。ただ言われているのは40歳以上だと恐らくそんなに害はなくて、もっと若い世代、本当に小林麻央さんの件とかもありましたが今30代のがんが増えています。30代の場合はエコーとかを今後導入していくことは考えていかないといけないかなというふうに考えておりますが、今出ているのはエコーじゃなくてマンモグラフィということになりますので40歳以上からということで、今後それ以外にエコーとかもっとフォローできるような体制というのを考えていきたいと思っています。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

根拠があって2年に1度ということは説明により理解しましたけれども、やはり毎年。通知は町の方もいろいろされてますけれども、毎年受けている住民の方から結構、病院の方からも多数意見を聞きまして毎年受けたい。毎年個人で受ければもちろんいいわけなんですけれどもかなり費用が掛かる、1万円ぐらい掛かるということで、私が危惧するのは2年に1回でよろしいかと思うんですけれども、その時に1回受けないともういいやということになって、ずっと受けなかったら発見が遅くなる。これは乳がんに限ったことでなくて他の健診もそうだと思うので、国の指針に基づいて仕事をされると思うんですが、今乳がんに当たって言いましたけれども、他のがん検診とかの状況、受診によってやっぱり早く見つかったというような状況はありますでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中村補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

がん検診、がんが見つかるというのは、本当に1,000人以上健診を受けていただいても本当に数例なんです、特に最近増えている大腸がんに関しましては、現在2,500人ぐらい年間受けていただいた中で、多い時は8人から10人ぐらい長与町の健診で発見されているような状況です。乳がんも5、6件、年によってのばらつきがあるんですが、ほとんどが初期で見つかっておりますので、やはり発見された当初は本人も

かなり落ち込みが見られるんですが、数か月の治療を経て元気になりましたというふう
に報告に来られる住民もいらっしゃいます。やはりもう健診というのは早期発見が第一
ですので、今後も頑張ってPRして受診率を伸ばしていきたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

91ページの国民健康保険の繰出金です。これはちょっと繰出金の中身に若干入って
申し訳ないんですけども、現在特定健診が行われていると思うんですが、この受診率
とかいうのがもし分かれば教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

28年度の受診率が今の時点で45.4%となっております。最終は10月になると思い
ます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その中で受診した結果、メタボリックシンドロームとか予備軍とかに該当するという
ふうな、判定された率なのか、数字なのかは結構ですけども、分かれば。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

28年度の今受診者の方が2,848名受診していただけてます。メタボリックの該
当者が568人、そして予備軍と言われてる方が349名です。発生率は29.56%
というふうになっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

恐らくそういった方々には特定保健指導が行われると思うんですが、例えば、もう少
し健康を留意して下さいとか、生活状態の改善をいろんな指導されると思うんですが、
それによって例えば改善されていていっているとか、何かそういう追跡というのを、結果ど
うなっているとかいうところまではつかまえているのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

追跡については、また翌年受けてもらった結果と比較して、どれくらい改善したかっ
ているのは追跡をしております。ただこの場で持ち合わせてません。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

主要な施策の成果に関する報告書の52ページの特別会計の繰出金のところで、中ほ
どの3款1項5目のところで国県支出金1億3,324万2,000円、これは25ペー
ジと27ページの国、県のをそれぞれ足せば分かるんですが、事業の実績の基盤安定負
担金1億7,765万6,000円、この差額がどこから持ってきてるのか、ちょっとこ
の決算書を見る中では分からないので教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

この差額につきましては町の一般会計から負担をしております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

一般会計からの繰出金は2億1,800万ぐらいありますよね。その中からという意
味ですか。基盤安定負担金として1億7,765万6,000円出てるもので、歳入の部
分でこれに対応するものがあるのか、見つけたいけど見つけきらんのでお尋ねをしたん
ですが、その差額は一般会計からの繰出金でよろしいんですね。もう1度お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

こちらの差額については一般会計からの繰出金の中に含まれております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

52ページの表の1番末尾に、基準外経費である財政補填的な経費、赤字補填に係る
繰出しは行っていないと書いてあるんですが、私もちょっと不勉強でその繰出基準とい
うのが複雑な計算式で恐らくなされておると思うんですが、何か分かりやすく解説した
資料とかはないのか、まずお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

繰出金の基準なんですけども、まず保険税軽減分とか保険者支援分とかいうのが2つに分かれておりますが、支援分の方は国の負担が2分の1、町が4分の1、県が4分の1とかいう決まりがあって、一般会計から出すというような決まりになってます。ただその一覧表というのは現在町の方では作ってないという状況です。その他に先程言いました乳幼児の減らされた分とかそういうのも決まりに沿って繰入れてるという状況になっております。

○委員長（岩永政則委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

繰出金につきましては国から通知が来まして繰出基準というものがありますので、それに基づいて計算した金額を繰出しておるんですけども、その基準に基づいて行っております。計算式等も国からの通知に書いてあるものになるんですけども、もし内訳が必要ということであれば資料をお渡しすることはできます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

健康保険課につきましてはこれで終わりたいと思います。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。皆さん方にお諮りをしたいと思いますが、日程の変更について議論いただきながら決定をしていただきたいというふうに思うんですが、今日まで予定どおり終わりましたので、御礼を申し上げたいというふうに思いますが、連休明けの19日には議会事務局以下、農業委員会まで予定どおり開催をするということが1点、それから21日に結審を予定しておりましたが、スムーズに行っておりますので20日の日に繰上げて9時30分から行くと。それと委員長報告の検討を行っていただくということで、今から理事者側に結審の日程について協議をさせていただく時間を少しいただいて、それでこれがよければこういう形でいきたいということについて、皆さん方の決定をいただきたいと思いますと思いますが異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

11時35分まで休憩をして、それでその結末は再度、皆さん方にお知らせして最終決定をしていきたいと思います。

11時35分まで休憩します。

（休憩 11時6分～11時27分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。休憩前に話し合いをして決めていただいております。

ましたが、理事者の方の変更も了解をいただいたようでございますので、予定どおり結審は20日の9時半から行うということで決定をしたいと思います。その後、委員長報告書の検討をしていただいて、一応全体で確定をして修正等があれば委員長、副委員長にお任せをいただくということで進めさせていただくように決定をしてよろしゅうございましょうか。それではそのように決定をいたしました。他に皆さん方からないですか。それじゃあ一応これをもって、本日の委員会を閉じたいと思います。お疲れ様でした。

(散会 11時28分)